

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 1 月 17 日（金）第 72 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 地域森林計画の決定（森林経営課取扱い） 1
- 地域森林計画の変更（2件）（森林経営課取扱い） 1
- 保安林の指定予定の通知（森づくり推進課取扱い） 2
- 保安林の指定施業要件の変更予定（2件）（森づくり推進課取扱い） 2
- 道路の区域の変更（道路維持課取扱い） 3
- 令和元年度自衛官の募集（危機管理課取扱い） 3

教 育 委 員 会 告 示

- 指定管理者の指定（社会教育課取扱い） 4

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 政治団体の名称等の公表（選挙管理委員会取扱い） 4
- 海区漁業調整委員会委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の数（※）
（選挙管理委員会取扱い） 7

告 示

鹿児島県告示第32号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により北薩地域森林計画をたてたので、当該地域森林計画を次のとおり縦覧に供する。

令和 2 年 1 月 17 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 森林計画区の名称
北薩森林計画区（阿久根市，出水市，薩摩川内市，伊佐市，薩摩郡及び出水郡一円）
- 2 縦覧の場所
鹿児島県環境林務部森林経営課，北薩地域振興局農林水産部林務水産課及び始良・伊佐地域振興局農林水産部林務水産課

鹿児島県告示第33号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により奄美大島地域森林計画（平成29年1月13日鹿児島県告示第14号をもって公表）を変更したので，当該変更後の地域森林計画を次のとおり縦覧に供する。

令和 2 年 1 月 17 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 森林計画区の名称
奄美大島森林計画区（奄美市及び大島郡一円）
- 2 縦覧の場所
鹿児島県環境林務部森林経営課及び大島支庁農林水産部林務水産課

鹿児島県告示第34号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により南薩地域森林計画（平成31年1月15日鹿児島県告示第16号をもって公表）を変更したので、当該変更後の地域森林計画を次のとおり縦覧に供する。

令和 2 年 1 月 17 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 森林計画区の名称

南薩森林計画区（鹿児島市，枕崎市，指宿市，日置市，いちき串木野市，南さつま市，南九州市及び鹿児島郡一円）

2 縦覧の場所

鹿児島県環境林務部森林経営課，鹿児島地域振興局農林水産部林務水産課及び南薩地域振興局農林水産部林務水産課

鹿児島県告示第35号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 2 年 1 月 17 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 保安林予定森林の所在場所

鹿屋市輝北町平房字山添152番1（次の図に示す部分に限る。），158番3，158番7，字松谷172番4

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については，主伐は，択伐による。

字山添152番1（次の図に示す部分に限る。），158番3，字松谷172番4（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については，主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は，省略し，その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第36号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により，次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和 2 年 1 月 17 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

奄美市住用町大字摺勝字登ノ小屋610番1，645番，646番，649番，大字役勝字祖津乙53番，乙53番1，字前内甲377番2，甲388番2

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は，択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村

森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び奄美市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第37号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和 2 年 1 月 17 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

大島郡宇検村大字湯湾字赤土山1875番53, 1875番54

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び宇検村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 2 年 1 月 17 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 1 月 17 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	川内串木野線	薩摩川内市久見崎町字蛸原崎11番1地先から同市寄田町字小比良885番27地先まで	前	7.4~54.4	3,426.0
			後	7.4~54.4	3,426.0
			後	7.7~78.3	3,161.4

鹿児島県告示第39号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、令和元年度第4次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和 2 年 1 月 17 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 募集種目

自衛官候補生（男子）

2 募集期間

令和 2 年 1 月 20 日から同年 2 月 17 日まで

3 試験期日

令和 2 年 2 月 29 日

4 応募年齢

令和 2 年 4 月 1 日において 18 歳以上

令和 2 年 6 月 30 日において 33 歳未満の者

5 試験場の位置及び名称

試験場の位置	試験場の名称
霧島市国分福島二丁目 4 番 14 号	陸上自衛隊国分駐屯地
奄美市名瀬永田町 17 番 3 号及び奄美市名瀬大字大熊 266 番地 49	鹿児島県大島支庁及び陸上自衛隊奄美駐屯地

6 応募手続

応募しようとする者は、志願票に所定の事項を記入の上、住所地を管轄する市町村長に提出すること。

なお、志願票は、各市町村において交付する。

教育委員会告示

鹿児島県教育委員会告示第 1 号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和 39 年鹿児島県条例第 13 号）第 6 条の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和 2 年 1 月 17 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

1 公の施設の名称

鹿児島県立霧島自然ふれあいセンター

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

K S G ・ M S G グループ

鹿児島市東千石町 19 番 32 号

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第 2 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による設立の届出があった政治団体、法第 7 条第 1 項の規定による異動の届出があった政治団体、法第 17 条第 1 項の規定による解散の届出があった政治団体、法第 19 条第 2 項の規定による資金管理団体の指定の届出があった政治団体及び同条第 3 項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があった政治団体又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和 2 年 1 月 17 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1 設立の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
あらた幸司後援会	満 進吾	児玉 恵智子	奄美市名瀬朝仁新町 5 - 7	令和元年 9 月 18 日
鹿児島の未来を考	藤崎 真吾	藤崎 真吾	鹿児島市桜島藤野町	令和元年

える会			859	11月22日
上赤秀人後援会	上赤 順一	湯田 純久	南九州市穎娃町牧之内 8301	令和元年 10月1日
こじま洋子後援会	児島 洋子	児島 秀昭	鹿児島市平川町487- 4	令和元年 11月13日
太鼓重義後援会	太鼓 重義	野間 正隆	肝属郡肝付町前田3710	令和元年 9月11日
永野かずと後援会	永野 和人	西山 聖子	鹿児島市下荒田1-6 -23-2F	令和元年 10月10日
松尾晴代後援会	松尾 晴代	川原 孝洋	鹿児島市下荒田1-6 -23-2F	令和元年 10月7日
めぐり健太郎後援 会健友会	廻 健太郎	砂坂 淳哉	鹿児島市伊敷五丁目6 番6号	令和元年 10月16日
森一将後援会	牧口 光彦	森 京子	奄美市名瀬伊津部町10 -18	令和元年 10月2日

2 異動の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党鹿児島第三 総支部	中島 由美子	主たる事務所の所在地	薩摩川内市宮崎町2879-1	薩摩川内市国分寺町3964	令和元年 9月10日
		代表者の氏名	中島 由美子	杉藪 道朗	
		会計責任者の氏名	黒田 澄子	中島 由美子	
公明党鹿児島第六 総支部	大迫 勝史	主たる事務所の所在地	奄美市名瀬長浜町18-7	奄美市名瀬金久町6-8	令和元年 9月10日
		代表者の氏名	大迫 勝史	與 勝廣	
自由民主党隼人支部	田之上 耕三	会計責任者の氏名	植益 太	森豊 巖	令和元年 10月7日

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

ア 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
合原ちひろ後援会	合原 千尋	主たる事務所の所在地	鹿児島市和田三丁目21番6号	鹿児島市荒田1-4-14丸田ビル2F	令和元年 11月29日
		会計責任者の氏名	田中 優子	泉 広明	
		国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体	

イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
小園ひろやす後援	小園 裕康	主たる事務	熊毛郡南種子	熊毛郡南種子	令和元年

会		所の所在地	町中之上2611 - 1	町中之上2753 - 16	11月 1 日
薩摩郡医師連盟	堀之内 都 基	会計責任者 の氏名	角倉 信一	斧渕 泰裕	令和元年 10月29日
たのうえ耕三後援 会	田之上 耕 三	会計責任者 の氏名	植益 太	森豊 巖	令和元年 10月 7 日
橋口芳後援会	橋口 芳	代表者の氏 名	橋口 芳	佃 昌樹	平成31年 3月 1 日
		会計責任者 の氏名	前野 剛一	遠嶋 春日児	
外菌勝蔵後援会	外菌 勝蔵	代表者の氏 名	外菌 勝蔵	高橋 洋治	令和元年 10月10日
まつお晴代後援会	松尾 晴代	政治団体の 名称	まつお晴代後 援会	松尾晴代後援 会	令和元年 10月15日
松里やすひろ後援 会	竹下 秀樹	代表者の氏 名	竹下 秀樹	松里 保廣	令和元年 9月30日

3 解散の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

ア 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
国民民主党鹿児島県参 議院選挙区第1総支部	鹿児島市荒田1-4- 14丸田ビル2F	合原 千尋	令和元年11月25日

イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党鹿児島県薩 摩郡区支部	薩摩郡さつま町鶴田 3545番地1	井上 章三	平成30年12月31日

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
石井みどり鹿児島県後 援会	鹿児島市照国町13-15	竹之下 伸一	令和元年10月16日
興友会	鹿児島市上之園町15- 10大和屋ビル2階	田中 健作	令和元年9月30日
西村まさみ鹿児島県後 援会	鹿児島市照国町13番15 号	竹之下 伸一	令和元年10月16日
野呂正和後援会	霧島市国分野口町2- 14塚田ビル2F	神田 嘉延	令和元年9月20日
松元一広中央後援会	鹿児島市照国町13番15 号	竹之下 伸一	令和元年10月16日
松山善太郎後援会	大島郡天城町与名間 927番地	吉田 豊成	平成30年12月31日

4 資金管理団体の指定の届出があった政治団体

届出をした者 の氏名	代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体 の名称	主たる事務所 の所在地	指 定 年月日
児島 洋子	児島 洋子	鹿児島市議 会議員	こじま洋子後 援会	鹿児島市平川町 487-4	令和元年 11月13日
外菌 勝蔵	外菌 勝蔵	鹿児島県議 会議員	外菌勝蔵後援 会	薩摩川内市上川 内町4078-6	令和元年 10月10日

5 資金管理団体の指定の取消し又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体

(1) 法第19条第3項第1号による届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資 金 管 理 団 体 の 名 称	資金管理団体でなくなった年月日
外 菌 勝 蔵	ひまわり会	令和元年10月10日

(2) 法第19条第3項第2号による届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資 金 管 理 団 体 の 名 称	資金管理団体でなくなった年月日
松 里 保 廣	松里やすひろ後援会	令和元年9月30日

鹿児島県選挙管理委員会告示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項に規定する海区漁業調整委員会委員の解職の請求の連署に要する各海区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

なお、平成31年1月15日付け鹿児島県選挙管理委員会告示第2号（海区漁業調整委員会委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の数）は、廃止する。

令和2年1月17日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

鹿児島海区 1,740人
熊毛海区 120人
奄美大島海区 350人